

宮古島市介護保険施設運営事業者支援助成金交付事業 Q&A

No.	Q	A
1	同一建物内に複数の事業所が入っていますが、それぞれ支援の対象となりますか。	対象事業所であれば、それぞれ支援の対象となります。その場合、別紙1（調書）、別紙2（実績額確認表）を事業所毎に作成してください。申請は法人が取りまとめて行ってください。
2	同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供をしていますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供している事業所は、どちらか一方で申請をお願いします。介護分、障害分を重複しての申請はできません。
3	同じ法人内で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供をしていますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	事業所単位での判断になりますので、同じ法人内でも事業所が違う場合はそれぞれ対象となります。
4	令和4年4月以降に事業所を立ち上げていますが、対象になりますか。	令和4年10月1日（基準日）時点で宮古島市が指定する事業所であれば対象となります。
5	申請書以外の添付書類はどのようなものですか。	申請書以外に、別紙1（調書）、別紙2（実績額確認表）、実績を確認するための領収書等の写し、振込先口座が確認できる通帳の写し（表紙・表紙の裏面）をご提出ください。
6	別紙1（調書）を作成する際、令和3年度途中にサービス事業所を開設した場合は、（b）欄の令和3年度分（12ヶ月）はどのように記載したらよいですか。	令和3年度中にサービス事業所を開設した場合は、開設した月から令和4年3月分までの実績額を入力してください。 （例）令和3年7月に開設した場合、7月から翌年3月までの9ヶ月の実績が90万円だった場合、90万円を入力。自動計算で、 $90万 \div 9ヶ月 \times 12ヶ月 = 120万円$ と記載されます。
7	別紙1（調書）を作成する際、令和4年度途中にサービス事業所を開設した場合、令和4年度分が9ヶ月に満たないが(a)欄にどのように記載したらよいですか。また、比較する令和3年度分の実績額(b)欄はどのように記載したらよいですか。	令和4年度中にサービス事業所を開設した場合は、開設した月から令和4年12月までの実績額を(a)欄に入力し、令和3年度分の実績額(b)欄には0円と入力してください。積算額（B）欄には令和4年度積算額（A）欄をエネルギー構成品目の物価上昇率（19.1％）で割り戻した金額が自動計算で記載されます。 （例）令和4年7月に開設した場合（7月から12月分までの6ヶ月の実績が60万円） (a) 欄：600,000円 (b) 欄：0円 (A) 欄（自動計算）： $60万 \div 6ヶ月 \times 9ヶ月 = 900,000$ (B) 欄（自動計算）： $90万 \times 1,000 / 1,191 = 755,668$
8	沖縄県でも物価高騰支援事業があるが、併給は可能か。	申請日時点で、国や県及び本市が実施する他の原油価格・物価高騰に伴う支援助成金等の給付を受けている場合は対象となりません。 ただし、市への申請後に県へ申請することは可能だと考えますので、県が実施する事業概要を確認し、申請に関しては県の指示にしたがってください。